改正後

（船舶からの廃棄物海洋投入処分に係る排出海域及び排出方法に関する基準）

第六条　（略）

2　（略）

3　別表上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従ってする排出は、その排出方法に関する基準が同表第一号下欄に規定する集中式排出方法又は同号下欄ハに掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に規定する拡散式排出方法であるときは第二号に定めるところにより行うよう努めなければならない。

一・二　（略）

4　（略）

（海洋施設からの廃棄物海洋投入処分に係る排出海域及び排出方法に関する基準）

第十一条　法第十八条の二第三項において準用する法第十条の八第一号（法第十八条の二第三項において準用する法第十条の十第三項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　法第十条第二項第五号ロの政令で定める基準に適合する水底土砂にあっては、別表第三号中欄に掲げる海域において、環境大臣が定める海洋を汚染するおそれがある排出方法以外の排出方法により排出すること。

（海洋施設の廃棄海域及び廃棄方法に関する基準）

第十三条　法第四十三条の三第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　廃棄海域に係る基準　別表第三号中欄に掲げる海域であること。

二　（略）

（身分を示す証明書）

第二十三条　法第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者への立入検査に係る法第四十八条第十一項の証明書の様式は、様式第九号のとおりとする。

別表（第六条、第十一条、第十三条関係）　（略）

改正前

（船舶からの廃棄物海洋投入処分に係る排出海域及び排出方法に関する基準）

第六条　（略）

2　（略）

3　別表上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従ってする排出は、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に規定する集中式排出方法、同号下欄イ及びハに掲げる要件に適合する排出方法又は同号下欄ハに掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方法に関する基準が第三号下欄に規定する拡散式排出方法であるときは第二号に定めるところにより行うよう努めなければならない。

一・二　（略）

4　（略）

（海洋施設からの廃棄物海洋投入処分に係る排出海域及び排出方法に関する基準）

第十一条　法第十八条の二第三項において準用する法第十条の八第一号（法第十八条の二第三項において準用する法第十条の十第三項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　法第十条第二項第五号ロの政令で定める基準に適合する水底土砂にあっては、別表第四号中欄に掲げる海域において、環境大臣が定める海洋を汚染するおそれがある排出方法以外の排出方法により排出すること。

（海洋施設の廃棄海域及び廃棄方法に関する基準）

第十三条　法第四十三条の三第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　廃棄海域に係る基準　別表第四号中欄に掲げる海域であること。

二　（略）

（身分を示す証明書）

第二十三条　法第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者への立入検査に係る法第四十八条第九項の証明書の様式は、様式第九号のとおりとする。

別表（第六条関係）　（略）